あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２５年１０月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

暑い夏も終わり、残暑が厳しい初秋も過ぎ、やっと秋らしい気候がやってきました。それでも、時々残暑が厳しい日がありますので、涼しい朝だと気温の変化が大きくなる季節になりました。今年は特に暑かったので、気温の大きな変化から、体調を崩しがちになることと思います。お体を大事にしてお過ごしください。

私たちが仕事としてやっている相続は、不動産についてが中心です。不動産に関する所有権やその他の権利や義務の相続による承継を、きちんと登記することによって、様々な権利を守ることが仕事です。しかし、亡くなった人から受け継ぐものは、不動産ばかりではありません。もっと色々な財産があります。思いつくままに並べますと、銀行預金・株券・国債などの有価証券などのそうですが、貸家業をやっている方では、賃借権などの、この世にある一身専属しない権利はほとんど受け継ぐことになります。そして、受け継ぐものは財産だけではないことを、しっかりと考えることだと思います。財産（負の財産も含みます。）以外に受け継ぐものは何であるのか・・・亡くなった方が受け継いでもらいたいものは何なのか・・・それをちゃんと考えたとき、遺産相続について答えが出るような気がしています。

遺言によって、受け継いでもらいたいものをはっきりと示すと、遺された人は、以後の承継に迷いや争いが少なくなるのではないでしょうか。秋の夜長にしみじみ思う今日この頃でした。

あまり古いものは、使えないことがありますよ・・・

この度の依頼者は京極洋さん（７０歳・仮名）です。その手には遺産分割調停の調書が握られていました。京極さんが言うには、兄弟仲が悪かったので、かなり前に家庭裁判所で遺産分割をしてもらったということでした。自分も年とってしまったので、今後のことを考えて、不動産の名義を変更したいので、当事務所のドアを叩いたんだと。そこで、その遺産分割調停の調書を見せてもらうと、それはコピーであり、原本（正本或いは謄本のことです。厳密に言うと原本は裁判所で保管してあります。）ではありません。私は京極さんに原本は持ってますかと尋ねたところ、そのコピーしかないとのこと。その調書の作成年月日をみると、すでに３５年も経っているではありませんか。すぐに管轄の家庭裁判所に連絡をして、裁判所に保管してある調停調書の原本から、その謄本を発行してもらおうとしたところ、なんと・・・調書の原本の保存期間は３０年とのことで、当該調書はないとのことでした。従って、京極さんの登記は、その調書では出来ないことが判明したのです。その当時、相当のお金をかけて裁判所で調停を行ったにもかかわらず、それが使えないのは、本当にもったいないことです。

このように、裁判所の判決や調書と言えども、保存期間が必ずあります。それにあまり永い間放っておくと、当時のいろんな法律関係や事実が風化してしまい、自分が思った結果にならなかったりします。今回の件とは直接関係はありませんが、皆さんがよくご存知の時効の制度は、そういう権利関係の風化による弊害を調整する制度としても機能しているのです。遺産分割協議や種々の契約が成立した後は、とにかく速やかに登記の手続きを完了させなければならないと思います。遺言書がある場合でも、早いうちに遺産の分配や登記等の処分をするべきでしょう。慌てる必要はありませんが、特に不都合がない場合は、いたずらに時間をかけるべきではないということです。私は、最後の詰めが甘かった（時間がかかった）ことで、うまくいかなくなっている事例をたくさん見てきています。結局、高いものについてしまっています。皆さんも気をつけましょう。

ここでちょっと豆知識

嫡出子、非嫡出子とは？

嫡出子(ちゃくしゅつし）とは、法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子どものことをいいます。

非嫡出子とは、法律上の婚姻関係がない男女の間に生まれた子どものことをいいます。